

緑肥作物による土づくりで 化学肥料による環境負荷の低減に 新たに取り組む農業者を応援します！

事業実施主体

兵庫県東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）で
新たにヘアリーベッチ等の緑肥作物による土づくりを行う
3戸以上の農業者団体（組織） ※別途条件あり

取組例

令和8年 秋



ヘアリーベッチ
（緑肥作物）を播種

令和9年 4月中旬以降



フレールモアで
刈り取り・すき込み

令和9年 5月上旬以降



水稲を栽培

対象作物は
秋まき緑肥作物です

ヘアリーベッチの
生育量から
窒素量を推定

農業者の声
「基肥が不要になった！」

補助率

定額

1,000円 / a （5 a 以上 / 1 団体）
（1,000円未満の端数は切り捨てる）

申請期間

令和8年

令和8年

8月21日（金）～9月18日（金）

申請先・問合せ先

兵庫県東播磨県民局

加古川農林水産振興事務所農政振興課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 加古川総合庁舎 6 階

TEL：079-421-9339 FAX：079-421-4056

E-mail：kakogawanourin@pref.hyogo.lg.jp

詳細は裏面へ

令和8年度東播磨「農」のブランド化推進事業 (東播磨の持続可能な「農」の創造)の応募条件・申請方法等

事業実施主体

兵庫県東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）で
新たにヘアリーベッチ等の緑肥作物による土づくりを行う
3戸以上の農業者団体（組織）

支援の対象となる農業者の要件

- 1 これまで緑肥作物による土づくりに※本格的に取り組んでいないこと。
※ 複数年に渡って10a以上の生産実績がある場合
- 2 フレールモア等による刈り取りの体制があること。
- 3 取組面積が5a以上であること。
- 4 緑肥作物による土づくりの後、水稻等の栽培を行うこと。
- 5 本事業に関して他の補助金等と重複していないこと。

事業完了

播種した緑肥作物の種子が発芽し、土壌表面を覆う状態にまで
生育したことをもって事業完了とする。

申請に必要な書類

- 1 事業計画書（添付資料含む）
 兵庫県ホームページに様式を掲載しています。
実施要領とあわせてご確認ください。
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk08/r8jizokunou.html>
 - 2 緑肥作物生産ほ場の地番、面積および場所を確認できる書類
(ほ場位置図など)
- ※ 事業完了後、事業実績報告書、ほ場の写真等を提出いただきます。

申請方法

上記「申請に必要な書類」を表面の申請先あて
電子メール、郵送または持参により提出してください。
(申請期間：令和8年8月21日（金）～令和8年9月18日（金）)
※ 予算（支援対象合計面積3ha）に達し次第、受付終了